

建技第559号
平成31年3月6日

交通基盤部本庁関係課及び出先機関の長
経済産業部本庁関係課及び出先機関の長 様

交通基盤部建設技術企画課長

木材利用に関する設計業務特記仕様書について（通知）

このことについて、土木工事における県産木材の一層の利用を図るため、特記仕様書を別紙のとおり定めたので通知します。

記

1 対象

平成31年4月1日以降、設計積算する全ての設計業務（明らかに木材利用の可能性がないと判断する業務を除く。）

2 対応

設計業務の発注の際に別紙特記仕様書を添付してください。

また、設計業務を進めるにあたっては、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、積極的な木材の活用に努めてください。

担 当 技術調査班
電話番号 054-221-2168

木材利用に関する設計業務特記仕様書

本県では、「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」により、県産木材の利用を推進しており、土木資材等としての県産木材の活用を目的として、本特記仕様書により利用促進を図るものである。

1. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合は、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行うものとする。
2. 受注者は、詳細設計における工法または材料等の選定においては、現場条件、景観特性、維持管理、経済性等を踏まえた上で、木材（現地発生材を含む）を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法または材料等を決定した後に設計を行うものとする。